中央委員会――

保安闘争の高揚めざす

大衆討議で意志統一

職場の実態洗い出して

このほど開かれた中央委員会は、こんど四月下旬から五月中旬にかけて発生した連続災害のあとを受け、保安問題をめぐる対会社・通産省交渉の経過説明をうけ、さらに保安の確立をめざす闘いを高揚するための今後の取り組み方を、大衆討議によって確立することをきめた。

三池労組は十一日三川指導部で中央委員会を開き、こんどの連続災害から新たに問題化した保安をめぐる対会社・通産省交渉の経過報告を確認。同時に、保安の確立をめざす今後の取り組み方について大衆討議を行ない、意志統一することをきめた。

特に右の方針については、執行部としてひとまず問題提起を行なったが、それによれば、▼生産第一主義と法規違反作業、▼不安全問題について現場職制が守らなかったこと、▼負傷者かくしの実態、▼職場生活上の問題点、▼保安会議などの内容――そのほかの事実を洗い出し、それをふまえながら次のような具体的行動をとろう、というのである。

――まず会社、職制に対して抗議、改善を求める闘争を起こす。

――保安監督官、監督員、および補佐員、保安委員、安全推進委員などに対し、保安問題について指摘するとともに、監督作業に関する要求を出す。

――また労働者としても、法規違反作業は絶対にやらないとの気風をつくりあげ、それを統一活動の視点に立って全体に広げる。

――炭労保安調査団の三池炭鉱の点検活動を、早急に実現する。

交渉経過は？

サテここにいう交渉は中央での炭労としての交渉で、五月三十一日に通産省（立地公害局）と三井石炭本社それぞれに交渉をもったが、通産省交渉ではいくらか前進した態度表明があったものの、三井石炭本社の態度は従来から一歩も出ず、ほとんどゼロ回答に終ったといわれる。

たとえば通産省交渉では、「一般検査は、原則として抜きうちで行なうとともに、違反作業などが摘発された場合など作業を停止させても即刻改めさせる」「監督官が検査などのため三池炭鉱をおとずれた場合は、極力組合側と意見交換の機会をもつ」など、これまでにない約束が得られた。また通産省としても、三池炭鉱の現在の保安実態については重大な問題がある、としていることもわかった。

これに対して交渉を通じて見られた会社の態度は、「三池の重大災害は大変申しわけなく思っている。責任については、自主的な処置をとる」など従来とまったく変わらず、いよいよ具体的なことになると、たとえば「採炭、掘進、運搬の各職場は一斉一時間の休憩をとらせよ」との組合の要求に、ただ「作業実態に応じて分散休憩でいきたい」というように、口をかえれば「これまで通り」ということでしかなかった。

組合要求（炭労要求も同じ）はすでに本紙で伝えたが、明らかに責任を感じていないとも見える会社の態度は、重大な問題をはらんでいる。

なお中央委員会は、右のほか三作の合理化の経過説明そのほかを承認した。

上田梅次さん推薦

近づく玉名市議選に　中央委

中央委員会はまた、近づく玉名市議会議員選挙に、すでに立候補の意志を固めている上田梅次元同市議（社会党）を推せんすることをきめた。

住まいは玉名市立願寺五五八―一で、現社会党玉名総支部長。①社会党議員としての行動に徹する。②中央集権のあり方に反対し地方自治確立の闘いをすすめ、住民参加の道を開く。③公立病院の建設促進に体当たりする――を抱負にしているが、過去二回市議会議員として活動した豊富な経験をもっている。

同氏を推せんする玉名地評は、三池労組の支援を強くのぞんでいる。なお玉名市議選は、七月二十日公示、同三十日投票をもって行われる。

国鉄当局、春闘責任の追及へ

14万余の処分を通告

国労など、撤回闘争に立つ

【連合】国鉄当局は六月三日、国労、動労などの昨年十一月から今年春闘にかけてのストライキに対して、停職二百七十七人を含む十四万八百三十人の処分を通告した。これに対し国労、動労、全動労、全施労の各組合は同日抗議声明を発表、五日には抗議闘争を行なった。

処分の内容は停職二百七十七人、減給十二百五十七人、戒告四千十四人、訓告二万四千九十三人、厳重注意十一万千百九十七人。昨年同様、解雇者はなかったものの、実害のある戒告以上の処分が五千五百人余と昨春闘の約三千四百人を大きく上まわる厳しいものとなった。また、当局は今回の処分の特徴を「一般組合員に重点を置いた」と述べたが、処分の規模が五十一年のスト権ストの九万三千七百人、昨春闘の九万四千八百人と比べて今回の十四万八百人余は極めて大きいこと、さらに訓告処分（年度間に二回以上ストに参加すると減俸処分）が昨年の六倍余りにのぼっていることなどがその内容となっている。

国労は「明らかに福田内閣の反動性と労働者敵視の政策を示したもの」と指摘、「不当処分の即時撤回、スト権奪還、国鉄の民主的『再建』めざして闘い抜く」と声明した。

石特委　保安問題を討議

六月一日開かれた石特委（正しくは衆議院石炭対策特別委員会で細谷治嘉委員長）は、とくに三井三池炭鉱がひき起こした連続災害が新たに提起した炭鉱保安に関する問題を取りあげた。

この席に炭労から参考人として古賀徳継次長が出席（三池労組代表は、自民党の反対で出席をことわれる）、炭鉱保安の現状、保安と生産、人員と保安管理体制、教育などについて、三池炭鉱の具体的事例などをつきつけながら意見を述べた。

野党議員もそれぞれ質問を行ったが、全体として論調が抽象的に流れたとされながらも、炭鉱の保安問題が国政の場で論議されたことがもつ社会的な意義は大きい。

なお石特委としては、十五日に炭鉱保安確立についての決議を行う見通しだという。

核兵器禁止要請代表団帰る

周知の通り「国連に核兵器完全禁止を要請する日本国民代表団」（約五百人）の、国連軍縮総会、および全米各地での核兵器廃絶を訴える行動は、世界の注目をひいたが、八日ひとまず任務を終えて帰国した。代表団は「核兵器廃絶めざし、思想信条をこえ一段と努力していく」決意を発表した。

おわび

本紙前号に、三川指導部の三浦正行さんを「停年のため退職」なさったようにお伝えしましたが、後で「公傷のため停年が延長」されていることを知りました。その旨改め、心からおわびします。

――編集部

明らかに不当解雇だ

仮処分申請事件公判で　会社の底意を告発

三池労組は、資本や権力の不当な弾圧に対しては必ず不屈に闘ってきているが、その一つに仮処分命令申請裁判がある。六日福岡地裁で開廷したその公判は、山本行満さんら六人の申請人に対する尋問に終始したが、三井鉱山が原告らに対して行なった解雇などの処分がいかに不当で、許すことのできない弾圧であるかをさらけ出した。

山本行満さんら六人の申請人（ともに元宮浦鉱勤務）の地位を守るため、三池労組は昭和四十四年の十一月十八日福岡地方裁判所に対して「①申請人らが被申請人（会社）に対し、労働契約上の権利を有する地位を仮に定める。②解雇以降の賃金を支払え」との要求をつらぬくため、仮処分を申請した。

ことの起こりは、宮浦鉱坑口の閉鎖・三川鉱統合という合理化から予測される保安危機に直面して、三池労組は全山にわたって保安確保の闘いを強めていた。

特に宮浦指導部で闘いの波が高まっていたのは当然だったが、その闘いの先頭に立っていた二人の職場活動家（江上正弘さんら）を会社はねらいうちするように解雇をするなどの処分を加えてきた。昭和四十四年五月二十六日のことである。

そのうえ六月九日に至ると、大牟田警察署が右の二人を逮捕、弾圧を加えてきた。仮処分申請書が指摘しているように、会社がも早や「組合活動をきらい、かつ三池労組をきりくずす目的」をもっての不当労働行為、懲戒権の乱用であることは明らかだった。

当然のことながら、事態は組合員の組織的抗議行動へと大きく発展、いきおい宮浦鉱長に会うために同鉱長室にはいり待機することを余儀なくされた。それでも会社側は、保安無視・抑圧政策を変えようとはしなかった。

それどころか六月十七日にいたると福岡県警の大挙出動となり、無抵抗の組合員のうえに弾圧を加え、そのため組合員の間から重軽傷者（一人は二十一日間入院）さえ出したほどである。

再度の逮捕者さえ出し、七月二十八日会社はついに申請人らを解雇してきたのである。

公判で山本さんらは、会社が権力の助けをカサに加えた右の仕打ちが、明らかに不当解雇であったこと、労働者の最大の権利である命を守る闘いの抑圧だったことを事実を通して告発、逆に会社の不当な態度を追及した。

この裁判は次回が八月四日午前十時から、ひき続き十月三日同時刻からと公判が開かれるが、そこでいよいよ結審となる予定。

なお申請人は次の人びとである（敬称は略させていただく）

山本行満（坑内機械工・元中央委員）、小山一弘（仕繰工・元中央委員）、山田邦恭（払採炭工・元中央委員）、田中賢（坑内機械工・元地域分会役員）、藤沢孝雄（元組合役員専従）、中島良祐（仕繰工・元地域分会役員）

▼…これは、三川指導部電気分会新聞〝交流〟（NO・四八。六月六日発行）から拾った、おもしろい話――

×

春闘妥結の翌日、昇坑時の人車ホームでの坑内雀の話から。

ピースひと箱分の賃上げ？

「百六十八円（賃上げ額で一日分のこと）でなんば買わるっとじゃろか」

「ピース（煙草の）ひと箱たい」

「ピースひと箱なら、まだ残ろうもん」

「うん。それに、タバコマッチひと箱に、まだあまるけん、パチンコ玉二個たい」

まさに、よその経営者もあきれる、超低額の三池炭鉱の賃上げ。